

石狩市使用料、手数料等設定の基本方針

平成24年7月10日
財 政 部 財 政 課

1 基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、サービスを利用する特定の人が利益を受けるものであるという前提にあって、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。

これまでには、平成19年度に定めた「財政再建計画」に基づく健全な財政運営の推進と並行して、平成22年度に全面改定を実施するなど、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、時間の経過とともに、施設の維持管理コストや、利用者数の増減などにより、本来設定すべき料金とのかい離が生じてくる可能性もあることから、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化を進めながら、料金設定の適正化について定期的に検証を行います。

2 使用料・手数料等設定の基本方針

使用料及び手数料等の設定については、次の事項を基本とします。

- ① 料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
- ② 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。
- ④ 定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定の定めがあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算制、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに市民の負担能力等も加味し、独自に料金等の改正を行うものとします。

3 使用料の設定について

(1) 原価算定対象経費

施設の管理運営に要する経常的な人件費、賃金(嘱託職員を含む臨時職員等に係るものとし、人件費に計上されるものを除く)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)、役員費(通信運搬費、火災保険料等)、委託料(清掃・警備・草刈・施設管理等)、使用料及び賃借料(パソコン等のリース料等)、その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費及び減価償却費*を対象経費とします。

※ 減価償却費について

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地、建物などの減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であって、公費(税)で負担すべきとの考え方もありますが、一方で建物は経年とともに減価償却していくものであり、建て替え等を考慮した場合、原価に算入することが妥当であると考えられています。

設定にあたっては、施設の建設費に関して、適正な世代間負担を求めるべきとの観点から、定額法による減価償却費をコスト計算の基礎に算入することとします。なお、土地については、市有財産であるとともに、土地によってその取得費に差異が生じているケースが想定されることから、算入コストから除外することとします。

(2) 費用算定方法

施設使用料の算定方法については、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とします。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{維持管理経費} + \text{減価償却費}}{\text{総面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

なお、上記方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原価計算を行います。

(3) 受益者負担率の設定

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難であることから、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(4) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されるものであるかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

① サービスが必需的なものか、選択的のものか

- 必需的サービス・・・日常生活を送る上で、殆どの住民が必要とするサービス
- 選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス

② サービスに市場代替性があるか否か

- 市場的サービス・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス
- 非市場的サービス・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

以上の結果、行政サービスを以下のように分類します。

● 第1分類（必需的・非市場的サービス）

例：道路、公園、義務教育施設など

● 第2分類（選択的・非市場的サービス）

例：体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など

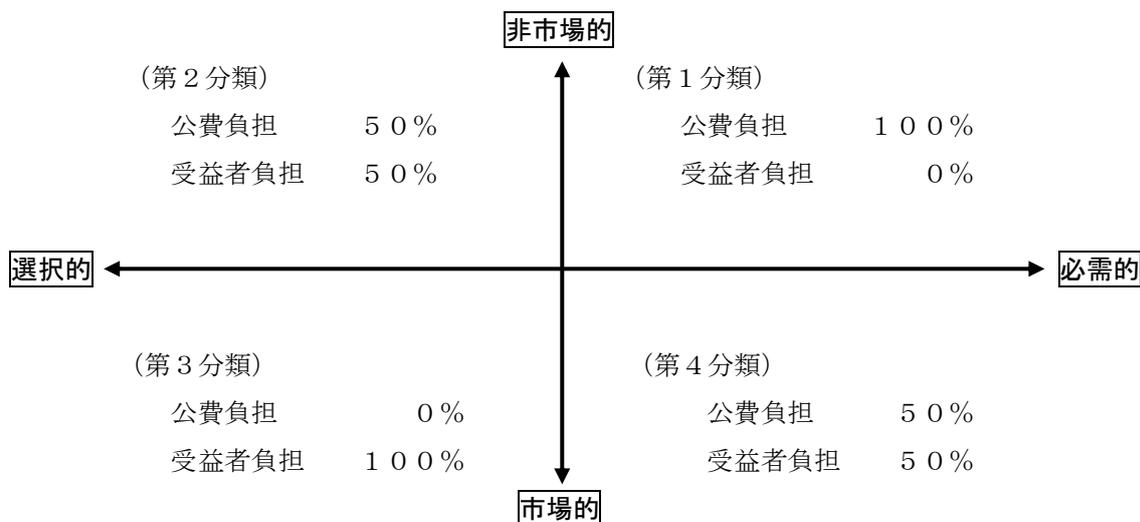
● 第3分類（選択的・市場的サービス）

例：テニスコート、プール、文化施設、温泉施設など

● 第4分類（必需的・市場的サービス）

例：市営住宅、保育所等児童福祉施設、火葬場など

【行政サービスの性質別分類】



- 第1分類（必需的・非市場的サービス）＝公費負担100％・受益者負担0％
専ら行政が提供するサービス。コストは公費負担を原則とする。
- 第2分類（選択的・非市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％
必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。
- 第3分類（選択的・市場的サービス）＝公費負担0％・受益者負担100％
必要性が異なり、民間にもあるサービス。コストは受益者負担を原則とする。
- 第4分類（必需的・市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％
主に行政が提供しているサービスだが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

（5）目的外利用等の取扱い

第1、第2、第4に分類した施設にあっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100％の取扱いをします。

（6）費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価（コスト）} \times \text{受益者負担の割合}$$

4 手数料の設定

手数料とは、地方自治法第277条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収するものです。設定にあたっては以下を基本とします。

- ① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりの経費とします。
- ② 手数料の設定にあたっては、コスト100％算入とします。
- ③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。

5 上限改定率の設定

使用料、手数料等の改定にあたっては、市民の急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5～2.0倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

6 料金改定サイクル

使用料、手数料等については、概ね3年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することとします。

7 その他の受益者負担

使用料、手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。

合同納骨塚に関する使用料及び管理料の設定について

1. 合同納骨塚について

モニュメント（墓碑）の下部に、大型のカロート（納骨スペース）を設置して、焼骨を骨壺から取り出して収蔵する施設。合葬墓、合同墓などの名称で呼ばれることもある。

収蔵予定数は3,000体を予定している。（年間100体×30年間）

2. 設置理由

- ・ 少子高齢化や核家族化等により、親族によるお墓の維持管理や承継が困難な方の増加
- ・ 経済的な理由などによりお墓の建立や納骨堂の利用が困難な方の増加
- ・ 社会情勢や価値観の変化に伴い埋葬形式の多様化が進んだため、選択肢の一つとして

3. 使用料・管理料の算定方法について

- (1) 使用料：施設設置にかかる経費（設計費、建設費）を収蔵体数で按分して算出
- (2) 管理料：維持管理にかかる経費（清掃、草刈り、立会い等の人件費）を収蔵体数で按分して算出

※いずれも永代料とし、申請時にのみ徴収する。

4. 受益者負担率・サービスの分類について（石狩市使用料、手数料等設定の基本方針）

同様の施設は、市営に限らず、民間墓地事業者においても有するものであること。

また、既に自己所有の墓地区画や納骨堂を有する住民（民営施設を含む）にとって不要のサービスであることから、サービスの分類としては「第3分類（選択的・市場的サービス）」と考え、受益者負担を100%とする。

5. 使用料等の設定（環境保全課案）

(1) 使用料

①実施設計 3,348,000円（平成30年度確定額）

②本体工事 27,000,000円（平成31年度予算額）

計 30,348,000円

※収蔵数の3,000体で除すると → 10,116円

≒ 10,000円を使用料とする。

(2) 管理料

維持管理経費 8,550,000円（年間経費285,000円×30年分）

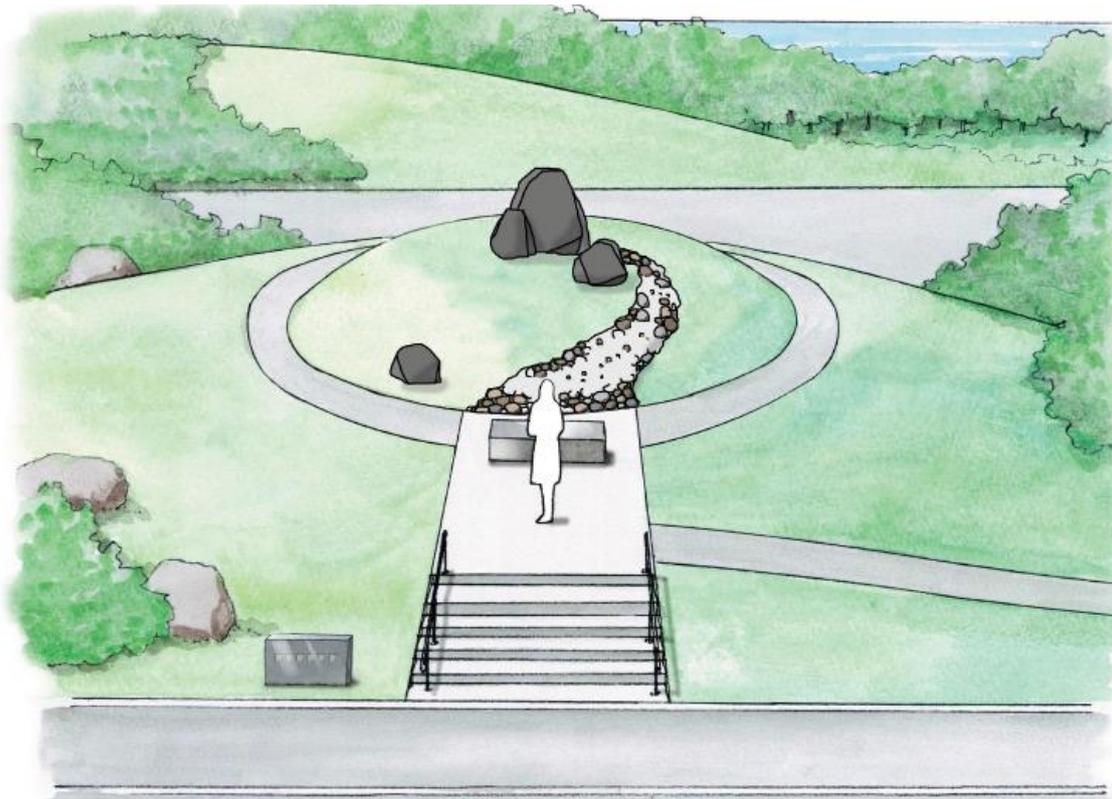
※収蔵数の3,000で除すると → 2,850円

≒ 2,000円を管理料とする。

6. 今後のスケジュール

日程	内容
平成 30 年 11 月 14 日 ～12 月 14 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 12 月中	パブリックコメント検討結果の公表
平成 30 年 12 月	使用料手数料等審議会への諮問・答申
平成 31 年 3 月	第 1 回市議会定例会へ条例改正案上程
平成 31 年 5 月 ～ 9 月	本体工事
平成 31 年 9 月	受付開始
平成 31 年 10 月	供用開始

○完成イメージ



道内35市の合同納骨塚整備状況（環境保全課調べ）

H30. 12. 19時点

	市名	開設年月	収蔵数	使用料	管理料	使用料・管理料計
1	札幌市	s 41	12,000	9,100	-	9,100
2	函館市	予定なし				
3	小樽市	H24.10	3,000	5,000	-	5,000
4	旭川市	H30.9	10,000	26,000	-	26,000
5	室蘭市	H29.10	3,000	8,200	300	8,500
6	釧路市	予定なし				
7	帯広市	H27.4	2,000	6,400	800	7,200
8	北見市	H25.4	2,000	5,000	-	5,000
9	夕張市	検討中				
10	岩見沢市	H29.10	3,000	12,000	-	12,000
11	網走市	H25.10	300	18,000	2,000	20,000
12	留萌市	H31.4予定	1,500	8,000	-	8,000
13	苫小牧市	H29.10	5,000	7,000	4,000	11,000
14	稚内市	H29.11	行旅死亡人等のみ	0	0	0
15	美瑛市	検討中				
16	芦別市	予定なし				
17	江別市	H27.4	5,000	8,000	-	8,000
18	赤平市	検討中				
19	紋別市	検討中				
20	士別市	H29.5	1,500	12,000	1,000	13,000
21	名寄市	検討中				
22	三笠市	検討中				
23	根室市	H28.12	2,000	10,000	-	10,000
24	千歳市	H26.10	1,500	5,000	-	5,000
25	滝川市	予定なし				
26	砂川市	H30.10	1,500	8,000	-	8,000
27	歌志内市	検討中				
28	深川市	H30.4	1,500	12,000	-	12,000
29	富良野市	H31.5予定	1,500	17,000	-	17,000
30	登別市	H30.11	3,000	15,000	600	15,600
31	恵庭市	H27.10	1,500	15,000	-	15,000
32	伊達市	検討中				
33	北広島市	H27.9	2,000	15,000	12,000	27,000
34	石狩市	H31.10予定	3,000	10,000	2,000	12,000
35	北斗市	H28.11	2,300	12,000	-	12,000

川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直しについて

1 改正の目的

川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直しについて、道路交通法を根拠に整理するとともに、石狩浜海水浴場と料金体系を統一するものです。

2 改正の内容

- (1) 自動車の種類について
道路交通法を根拠として改正します。
- (2) 料金区分について
川下海水浴場に中型車の区分を設定します。
- (3) 料金について
川下海水浴場の大型車の料金の上限は、石狩浜海水浴場と同額とします。
- (4) 改正（案）について
別紙のとおり

(別紙)

改正前		改正後	
別表（石狩市川下海浜施設条例第9条関係）		別表（石狩市川下海浜施設条例第9条関係）	
種類	金額	種類	金額
二輪車	300円	二輪車	300円
軽車両及び普通車両	1,000円	普通車	1,000円
大型車両	2,000円	中型車	1,500円
		大型車	2,500円
備考		備考	
1 この表に定める金額は、1日当たりの金額とする。		1 この表に定める金額は、1日当たりの金額とする。	
2 二輪車とは、二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）及び原動機付自転車をいう。		2 この表において二輪車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。	
3 軽車両とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める軽自動車をいう。		3 この表において普通車とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車及び小型特殊自動車をいう。	
4 普通車両とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に定める自動車のうち軽車両、二輪車及び大型車両以外のものをいう。		4 この表において中型車とは、道路交通法第3条に規定する中型自動車及び準中型自動車をいう。	
5 軽車両又は普通車両が被けん引自動車をけん引している場合、車両1台と被けん引自動車1台分の利用料金は、軽車両がけん引している場合には1台分の金額とし、普通車両がけん引している場合には2台分の金額とする。		5 この表において大型車とは、道路交通法第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。	
6 大型車両とは、道路運送車両法施行規則別表第1に定める普通自動車のうち定員が11人以上の自動車、最大積載量が4トン以上の自動車及び同表に定める大型特殊自動車をいう。			

【関係法令】

道路交通法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

(自動車の種類)

第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

道路交通法施行規則

(自動車の種類)

第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ（以下この条において「車体の大きさ等」という。）は、次の表に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等
大型自動車	大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が一、〇〇〇キログラム以上のもの、最大積載量が六、五〇〇キログラム以上のもの又は乗車定員が三〇人以上のもの
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が四、五〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二九人以下のもの
準中型自動車	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車

	で、車両総重量が三、五〇〇キログラム以上七、五〇〇キログラム未満のもの又は最大積載量が二、〇〇〇キログラム以上四、五〇〇キログラム未満のもの			
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車			
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車（内閣総理大臣が指定するものを除く。）、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパ、フォーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車（この表の小型特殊自動車の項において「特殊自動車」という。）で、小型特殊自動車以外のもの			
大型自動二輪車	総排気量〇・四〇〇リットルを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車（側車付きのものを含む。）で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
普通自動二輪車	二輪の自動車（側車付きのものを含む。）で、大型特殊自動車、大型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のもの			
小型特殊自動車	特殊自動車で、車体の大きさが下欄に該当するものうち、一五キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造のもの	車体の大きさ		
		長さ	幅	高さ
		四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル（ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが二・〇〇メートル以下のものにあつては、二・八〇メートル）以下
備考 車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車については、二輪の自動車とみなして、この表を適用する。				

森林法に基づく林地台帳閲覧等に係る手数料の設定について

[経緯]

森林法の改正（H28.4 一部改正、H29.4.1 施行）

- 森林法（S26 法律第 249 号）が一部改正され、「林地台帳の作成」（法第 191 条の 4）と「林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表」（法第 191 条の 5）を新たに規定（義務化）。

台帳情報の提供（別表 1）

- 森林法施行令（S26 政令第 276 号）および森林法施行規則（S26 農林水産省令第 54 号）により、情報提供者（政令第 10 条）、提供を受けるための手続き（省令第 104 条の 3）を明文化。

市町村窓口対応に係る手数料の設定

- 市町村窓口で対応する①森林法の規定による林地台帳に記載された事項の公表に係る閲覧又は交付、②森林法の規定による森林の土地に関する地図の公表に係る閲覧又は交付及び③森林法施行令の規定による林地台帳に記載された事項の提供に係る閲覧又は交付の手数料について、林地台帳及び地図運用マニュアル（H29.3 公表）3-4において、「森林法においては、林地台帳及び地図の閲覧、情報提供に関し、手数料を徴収することを妨げてはいません。手数料の徴収方法および手数料の金額等については、地方自治法第 227 条及び 228 条や市町村条例等による事務取扱（手数料）基準と照らし合わせて決定する必要があります。」とされており、手数料を設定する必要があると考える。
 - ・ H31.4 からの運用開始にあわせ手数料を設定する
 - ・ 林地台帳及び地図運用マニュアルでは、設定の参考例として、法務省の登記手数料（450 円）が参考として示された。

■手数料設定（林業水産課案）

①	森林法の規定による林地台帳に記載された事項の公表に係る閲覧又は交付	⇒	1 件につき 450 円
②	森林法の規定による森林の土地に関する地図の公表に係る閲覧又は交付	⇒	1 件につき 450 円
③	森林法施行令の規定による林地台帳に記載された事項の提供に係る閲覧又は交付	⇒	1 件につき 450 円

※手数料については、公表する内容等を鑑み、類似の案件（農地台帳）や、法務省登記手数料における登記事項要約書の交付・登記簿等の閲覧と同額とする。

なお、事務1件あたり原価は、年間100件程度を想定して586円と試算している。

（手数料実態調査票を参照）

○サービス開始時期

平成31年4月1日（予定）

[参考] 関係法令等〈抜粋〉

○森林法（S26 法律第249号）

（林地台帳の作成）

第九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表）

第九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進を図るため、**林地台帳に記載された事項**（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を**公表するもの**とする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、**森林の土地に関する地図**を作成し、これを**公表するもの**とする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の正確な記載を確保するための措置）

第九十一条の六 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。

3 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

4 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

（森林に関するデータベースの整備等）

第九十一条の七 第九十一条の四及び第九十一条の五に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、森林の施業が適切に行われるためには森林に関する正確な情報の把握が重要であることに鑑み、森林に関するデータベースの整備その他森林に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○森林法施行令（S26 政令第276号）

（台帳情報の提供）

第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該**森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供する**ことができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- 四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

○森林法施行規則（S26 農林省令第 54 号）

（林地台帳の記載事項）

第百四条の二 法第九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その森林の土地を含む小流域
- 二 その森林の土地が森林経営計画の対象とする森林に係る土地である場合には、当該森林経営計画について法第十一条第五項の認定をした者
- 三 その森林の土地が公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下この号において「公益的機能別施業森林等」という。）の土地である場合には、当該公益的機能別施業森林等の区域内における施業の方法

（台帳情報の提供）

第百四条の三 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該求めに係る森林の土地の所在及び地番
 - 三 当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、申出者が令第十条第一号から第三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。
- 3 市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すことができる。

（公表することが適当でない事項）

第百四条の四 法第九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第九十一条の四第一項第一号に掲げる事項とする。

（林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出）

第百四条の五 法第九十一条の六第一項の規定による申出は、申出書（一通）を提出してしなければならない。

- 2 前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添えなければならない。

○地方自治法（S22 法律第 67 号）

第三節 収入

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○各種手数料（参考）

(番号)手数料等の種類	単位	金額	備考
地籍調査の成果等に関する証明等			
ア 公共基準点網図複写	1枚につき	1,200円	
イ 公共基準点網図閲覧	1枚につき	600円	
ウ 地籍図複写	1枚につき	600円	
エ 地籍図閲覧（原図）	1枚につき	600円	
オ 公共基準点成果複写	1枚につき	600円	
カ 面積計算簿複写	1枚につき	600円	
キ 地籍細部成果閲覧	1点につき	150円	
ク 地籍簿閲覧	1筆につき	250円	
ケ その他の証明	1件につき	600円	
コ その他の複写	1枚につき	600円	
サ その他の閲覧	1枚につき	350円	
農業委員会所管に係る証明等			
ウ 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地台帳の閲覧	1件につき	450円	
エ 農地法に基づく農地台帳記録事項要約書の交付	1件につき	450円	

【参考】登記手数料について（法務省HPより）

平成25年4月1日

不動産登記、商業・法人登記における主な登記手数料

（平成25年4月1日～）

区 分	手数料額	
登記事項証明書（謄抄本）（※1）	書面請求	600円
	オンライン請求・送付	500円
	オンライン請求・窓口交付	480円
登記事項要約書の交付（※1）・登記簿等の閲覧	450円	
証明（地図・印鑑証明を除く）	450円	
地図等情報（※2）	書面請求	450円
	オンライン請求・送付	450円
	オンライン請求・窓口交付	430円
印鑑証明書	書面請求	450円
	オンライン請求・送付	410円
	オンライン請求・窓口交付	390円
筆界特定	筆界特定書の写し（※1）	550円
	図面の写し	450円
	手続記録の閲覧	400円
登記識別情報に関する証明	書面請求	300円
	オンライン請求・交付（※3）	300円
本支店一括登記申請（※4）	300円	

手数料実態調査票

(単位:円)

No.1	手数料(案)の名称	森林法の規定による林地台帳に記載された事項の公表に係る閲覧又は交付	担当課	林業水産課								
根拠法令等	石狩市証明等手数料条例		減免の状況 (別紙でも可)									
1. 交付等費用	金額	内 訳	3. 交付又は取扱状況等									
(1)人件費	57,600	72円×8分×100件	平成31年度件数 (想定)	1件あたりの 所要時間	現行料金	※改訂年月日	※改訂前料金					
(2)需用費	1,000							100件	8分	新設		
消耗品費	1,000	コピー 5円×100件×2=1,000円										
印刷製本費			4. 積算根拠									
修繕料			イ. 人件費単価 年間勤務時間数=(52週×38.75時間)-139.5(18日×7.75時間)=1,875.5時間 担当職員平均:8,072千円÷1,875.5時間÷60分≒72円/分									
(3)役務費			ロ. 1件当たりの事務従事者 人区:1人工 所要時間 受付・審査・作成(帳票出力)・交付までの時間:8分 受付・審査4分、作成(帳票出力)2分、交付2分									
(4)借上料												
(5)委託料												
小計 A	58,600											
2. 減価償却費 B	0	(Cの数値を記載すること。)	6. 一件あたりの原価									
品名:			58,600円 ÷ 100件 = 586円									
購入年度 平成 年度		備品購入費金額 円	7. 手数料									
※耐用年数 5年		C: 取得価格(購入額)×0.9×0.2(α) =	1件につき450円									
合 計	58,600	(A+B)										

手数料実態調査票

(単位:円)

No.2	手数料(案)の名称	森林法の規定による森林の土地に関する地図の公表に係る閲覧又は交付	担当課	林業水産課								
根拠法令等	石狩市証明等手数料条例		減免の状況 (別紙でも可)									
1. 交付等費用	金額	内 訳	3. 交付又は取扱状況等									
(1)人件費	57,600	72円×8分×100件	平成31年度件数 (想定)	1件あたりの 所要時間	現行料金	※改訂年月日	※改訂前料金					
(2)需用費	1,000							100件	8分	新設		
消耗品費	1,000	コピー 5円×100件×2=1,000円										
印刷製本費			4. 積算根拠									
修繕料			イ. 人件費単価									
(3)役務費			年間勤務時間数=(52週×38.75時間)-139.5(18日×7.75時間)=1,875.5時間 担当職員平均:8,072千円÷1,875.5時間÷60分≒72円/分									
(4)借上料			ロ. 1件当たりの事務従事者									
(5)委託料			人区:1人工 所要時間 受付・審査・作成(帳票出力)・交付までの時間:8分 受付・審査4分、作成(帳票出力)2分、交付2分									
小計 A	58,600		6. 一件あたりの原価									
2. 減価償却費 B	0	(Cの数値を記載すること。)	58,600円 ÷ 100件 = 586円									
品名:			7. 手数料									
購入年度 平成 年度		備品購入費金額 円	1件につき450円									
※耐用年数 5年		C: 取得価格(購入額)×0.9×0.2(α) =										
合 計	58,600	(A+B)										

18

手数料実態調査票

(単位:円)

No.2	手数料(案)の名称	森林法施行令の規定による林地台帳に記載された事項の提供に係る閲覧又は交付	担当課	林業水産課							
根拠法令等	石狩市証明等手数料条例		減免の状況 (別紙でも可)								
1. 交付等費用	金額	内 訳	3. 交付又は取扱状況等								
(1)人件費	57,600	72円×8分×100件	平成31年度件数 (想定)	1件あたりの 所要時間	現行料金	※改訂年月日	※改訂前料金				
(2)需用費	1,000							100件	8分	新設	
消耗品費	1,000	コピー 5円×100件×2=1,000円									
印刷製本費			4. 積算根拠								
修繕料			イ. 人件費単価								
(3)役務費			年間勤務時間数=(52週×38.75時間)-139.5(18日×7.75時間)=1,875.5時間 担当職員平均:8,072千円÷1,875.5時間÷60分≒72円/分								
(4)借上料			ロ. 1件当たりの事務従事者								
(5)委託料			人区:1人工 所要時間 受付・審査・作成(帳票出力)・交付までの時間:8分 受付・審査4分、作成(帳票出力)2分、交付2分								
小 計 A	58,600		6. 一件あたりの原価								
2. 減価償却費 B	0	(Cの数値を記載すること。)	58,600円 ÷ 100件 = 586円								
品名:			7. 手数料								
購入年度 平成 年度	備品購入費金額 円		1件につき450円								
※耐用年数 5年	C: 取得価格(購入額)×0.9×0.2(α) =										
合 計	58,600	(A+B)									

1 改定趣旨

社会保障制度の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律に基づき、消費税法等が改正されることから、本市においても影響を受ける使用料に係る条例の改正を要するもの。

2 改定内容

石狩市行政財産使用料条例、石狩市道路占用料条例及び石狩市河川管理条例において、消費税相当部分の規定、「100分の108」を「100分の110」に、「100分の4.32」を「100分の4.4」に改正する。

3 条例改正案

(1) 石狩市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	使用料の額（年額）	区分	使用料の額（年額）
土地	(1) 略	土地	(1) 略
	(2) 前号に掲げる場合以外 の場合		(2) 前号に掲げる場合以外 の場合
建物	(1)～(2) 略	建物	(1)～(2) 略
	(3) 前2号に掲げる場合以 外の場合		(3) 前2号に掲げる場合以 外の場合
土地及び建物以外	土地及び建物に準じて算定した額	土地及び建物以外	土地及び建物に準じて算定した額
備考		備考	
1～3 略		1～3 略	
4 使用許可の期間が1月に満たないときの土地の項第2号の規定の適用については、同号中「100分の4」とあるのは、 <u>「100分の4.32」</u> とする。		4 使用許可の期間が1月に満たないときの土地の項第2号の規定の適用については、同号中「100分の4」とあるのは、 <u>「100分の4.4」</u> とする。	
5～8 略		5～8 略	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(2) 石狩市道路占用料条例の一部を改正する条例案

改 正 前	改 正 後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表により算出して得た額（当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表により算出して得た額（当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(3) 石狩市河川管理条例の一部を改正する条例案

改 正 前	改 正 後
<p>別表（第23条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 土地占用料（年額）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1 占用料の金額は、上記により算出した金額（許可期間が1月未満の場合は、上記により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）から10円未満の端数を切り捨てた額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>3 略</p>	<p>別表（第23条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 土地占用料（年額）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1 占用料の金額は、上記により算出した金額（許可期間が1月未満の場合は、上記により算出した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額）から10円未満の端数を切り捨てた額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>3 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

4 施行期日

平成31年10月1日から施行する。なお、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正

平成8年8月12日条例第13号
平成8年8月12日条例第16号
平成17年9月26日条例第83号
平成19年2月28日条例第1号
平成20年3月27日条例第4号
平成25年12月19日条例第34号

石狩市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けた者は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第3条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(加算料金)

第4条 行政財産を使用させる場合において、当該使用に関し、次に掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料の額に加算して徴収するものとする。

- (1) 電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金
- (2) 暖冷房に要する経費
- (3) 火災保険料
- (4) 清掃、整理等に要する経費であつて使用者に負担させることが適当であると市長が認めるもの

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める。
(平成5年規則第30号により、同5年11月15日から施行)
(浜益村の編入に伴う経過措置)
- 2 浜益村の編入の日前に、浜益村長のした行政財産の使用の許可に係る使用料については、浜益村行政財産使用料条例(平成2年浜益村条例第11号)の例による。

附 則(平成8年8月12日条例第13号抄)

- 1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。(後略)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則(平成8年8月12日条例第16号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日条例第83号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年2月28日条例第1号)

この条例は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の改正(土地の項第1号に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成20年4月規則第20号で、同20年5月1日から施行)

附 則(平成25年12月19日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石狩市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分		使用料の額（年額）
土地	(1) 職員等が通勤に使用する自動車を駐車するための用途に使用する場合	1台につき12,000円
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	当該土地の時価に100分の4を乗じて得た額
建物	(1) 広告（市長が定めるものに限る。）の用途に使用する場合	市長が別に定める額
	(2) 人の居住のために使用する場合	次に掲げる額の合計額に当該使用面積を当該建物の延べ面積で除して得た数（その数に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額 ア 当該建物の時価に100分の4を乗じて得た額 イ 当該建物の複成価格の100分の80に相当する額を耐用年数で除して得た額 ウ 当該建物の占める土地の時価に100分の4を乗じて得た額
	(3) 前2号に掲げる場合以外の場合	前号の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額
土地及び建物以外		土地及び建物に準じて算定した額

備考

- 建物の耐用年数は次に掲げる年数とする。
 - 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及びこれらに準ずるもの 65年
 - ブロック造、れんが造及びこれらに準ずるもの 50年
 - 前2号に該当しないもの 30年
- 使用許可の期間が1年に満たないか又は1年に満たない期間があるときは当該期間については月割計算により、その期間が1月に満たないか又は1月に満たない期間があるときは当該期間については日割計算により算定する。
- 前項の規定にかかわらず、土地の項第1号の日額は、100円とする。
- 使用許可の期間が1月に満たないときの土地の項第2号の規定の適用については、同号中「100分の4」とあるのは、「100分の4.32」とする。
- 建物の項第2号の場合において使用許可の期間が1月に満たないときは、建物の項第3号の場合とみなして、同号の規定を適用する。
- 使用料の額を算出した場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 1件の使用料の額が1,000円未満となる場合（土地の項第1号について日額を単位として算定する場合を除く。）の使用料の額は、これを1,000円とする。
- 電柱等の支持物のための土地の使用にあつては、使用料は徴収しない。

改正

昭和51年3月31日条例第14号
昭和56年3月31日条例第4号
昭和60年3月26日条例第12号
平成元年9月8日条例第24号
平成8年8月12日条例第13号
平成8年8月12日条例第16号
平成9年10月3日条例第30号
平成14年12月18日条例第34号
平成17年9月26日条例第113号
平成21年12月15日条例第35号
平成25年3月28日条例第13号
平成25年9月30日条例第28号
平成25年12月19日条例第39号

石狩市道路占用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに占用料に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表により算出して得た額（当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額とし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件

(納期限)

第3条 占用料は、次の各号に掲げる納期限までに納付しなければならない。

- (1) 占用の期間が1年未満の場合は、その占用の許可の日から1月以内において市長の定める期日
- (2) 占用の期間が1年以上の場合は、その初年度分については前号の規定によるものとし、次年度以後の分については当該年度の4月中において市長の定める期日

(還付)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の占用料は還付しない。

- (1) 法第71条第1項の規定により占用の許可を取り消したとき。
 - (2) 占用者の都合により許可期間内に占用をやめたとき。
- 2 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したときは、当該占用箇所の原状回復が完了された月の翌月から月割をもって占用料を還付する。

(延滞金の徴収)

第5条 法第73条第2項の規定により市が徴収する延滞金の額、計算方法、減免等については、石狩市延滞金徴収条例（昭和51年条例第20号）の例による。

2 延滞金の額の計算に当たり、その割合が年14.5パーセントを超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、その割合を年14.5パーセントとする。

（施行細目）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

（厚田村及び浜益村の編入に伴う経過措置）

2 浜益村の編入の日前に浜益村道路占用料徴収条例（昭和60年浜益村条例第3号。以下「浜益村条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

3 厚田村及び浜益村の編入の日前に法第32条第1項又は第3項の規定に基づき厚田村長又は浜益村長がした許可に係る道路の占用料及び延滞金の額については、なお従前の例による。

4 浜益村の編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお浜益村条例の例による。

附 則（昭和51年3月31日条例第14号）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、既に堤とうの占用許可を受けていた者に係る占用料の額等については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月26日条例第12号）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の石狩町道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。

附 則（平成元年9月8日条例第24号）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年規則第9号により、同年10月1日から施行）

2 この条例による改正後の石狩町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用許可に係る占用料から適用する。

附 則（平成8年8月12日条例第13号抄）

1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。（後略）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則（平成8年8月12日条例第16号）

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年10月3日条例第30号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の石狩市道路占用料条例第2条及び別表の規定は、平成10年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月18日条例第34号）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の石狩市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月26日条例第113号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日条例第35号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の石狩市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係

る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月28日条例第13号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、延滞金のうち平成26年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第39号）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 1 号の改正は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 1 項及び別表の規定は、平成26年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第 1 項 第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	560円
	第 2 種電柱		860円
	第 3 種電柱		1,200円
	第 1 種電話柱		500円
	第 2 種電話柱		800円
	第 3 種電話柱		1,100円
	その他の柱類		50円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつ き 1 年
	地下電線その他地下に設ける線類	3 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1 個につき 1 年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	2,000円
その他のもの	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	1,000円	
法第32条第 1 項 第 2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつ き 1 年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満 のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満 のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満 のもの		60円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満 のもの		90円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満 のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満 のもの		210円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円	
	外径が1メートル以上のもの			600円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		1,000円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,000円		
	地下に設ける通路		610円		
その他のもの		1,000円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		20円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		200円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	
法第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	800円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円	
		その他のもの	1本につき1月	200円	
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		20円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		200円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		2,000円	
その他のもの				1,000円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		200円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円	

備考

- 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

- 5 Aは、許可の時点における近傍類似の土地の1平方メートル当たりの時価を考慮して市長が定める額を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の金額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用料の金額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

改正

平成12年12月21日条例第52号
平成13年7月2日条例第21号
平成14年3月29日条例第13号
平成17年6月30日条例第43号
平成21年7月6日条例第21号
平成22年3月31日条例第5号
平成23年12月16日条例第25号
平成25年12月19日条例第40号

石狩市河川管理条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 準用河川（第3条—第5条）
- 第3章 普通河川（第6条—第22条）
- 第4章 流水占用料等（第23条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の区域内に存する準用河川及び普通河川について、災害の発生が防止され、準用河川及び普通河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように管理することにより、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 準用河川 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定に基づき市長が指定した公共の水流及び水面をいう。
- (2) 普通河川 河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面であって、河川管理者が指定したものをいい、当該公共の水流及び水面に係る河川管理施設を含むものとする。
- (3) 河川管理者 河川法第100条第1項において準用する同法（以下「法」という。）及びこの条例の規定に基づき、準用河川又は普通河川の管理を行う市長をいう。
- (4) 河川区域 次に掲げる区域をいう。
 - ア 法第6条第1項に規定する区域
 - イ 普通河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が普通河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含む。）の区域
 - ウ 普通河川の河川管理施設の敷地である土地の区域
 - エ 普通河川の堤外の土地の区域のうち、イに掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域
- (5) 河川管理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第3条第2項に規定する施設
 - イ 普通河川において、せき、水門、堤防、護岸、床止めその他流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。
- (6) 河川工事 次に掲げる工事をいう。
 - ア 法第8条に規定する工事
 - イ 普通河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために普通河川について行う工事

第2章 準用河川

(他法令との関係)

第3条 準用河川の管理については、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）及び河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(届出)

第4条 法第23条から第27条までの許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人にあっては、当該法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名）を変更したとき。
- (2) 当該許可に係る工事その他の行為に着手したとき。
- (3) 当該許可に係る工事その他の行為を許可の期間の満了する前に中止し、又は完了したとき。
- (4) 災害その他の不可抗力により、当該許可に係る目的を達成することができなくなったとき。

(許可の表示)

第5条 法第23条から第27条までの許可を受けた者は、表示板を設置して、当該許可を受けたことを表示しなければならない。ただし、河川管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第3章 普通河川

(指定の告示)

第6条 河川管理者は、普通河川を指定するときは、その名称及び区間を告示しなければならない。これを変更し、又は指定の廃止をするときも、同様とする。

2 河川管理者は、第2条第4号エの区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は指定の廃止をするときも、同様とする。

(河川管理施設等の構造の基準)

第7条 河川管理施設又は第11条第4号の規定により許可を受けて設置される工作物は、河川管理者が別に定める技術的基準に適合する構造でなければならない。

(河川管理者以外の者の施行する河川工事等)

第8条 河川管理者以外の者（国及び北海道を除く。）は、あらかじめ、河川管理者の承認を受けて、普通河川の河川工事又は維持を行うことができる。ただし、次条の規定による場合又は草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持を行う場合については、河川管理者の承認を受けることを要しない。

2 国又は北海道は、あらかじめ、河川管理者と協議して、普通河川の河川工事又は維持を行うことができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(工事原因者による工事の施行等)

第9条 河川管理者は、普通河川の河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は普通河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは普通河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「損傷等の行為」という。）によって必要を生じた普通河川の河川工事又は維持を当該他の工事の施行者又は当該損傷等の行為の行為者に行わせることができる。

(禁止行為)

第10条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 普通河川を損傷すること。
- (2) 普通河川の河川区域内の土地に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。
- (3) 前2号に定める行為のほか、普通河川の管理上有害な行為として規則で定める行為（許可を要する行為）

第11条 次の各号のいずれかの行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 普通河川の流水を占用する行為
- (2) 普通河川の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次号において同じ。）を占用する行為
- (3) 普通河川の河川区域内の土地において土石その他の産出物を採取する行為

- (4) 普通河川の河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却する行為
- (5) 普通河川の河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前号の規定による許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採する行為（規則で定める軽易な行為を除く。）
- (6) 普通河川の河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の普通河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する行為（日常生活のために必要な行為又は農業若しくは漁業を営むために通常行われる行為を除く。）
- (7) 前各号に定めるもののほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定める行為（他の法律又は条例の規定による許可等の処分に係る行為を除く。）

（届出）

第12条 第4条の規定は、前条の許可を受けた者について準用する。

（汚水の排出）

第13条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について他の法律又は条例の規定により許可等の処分を受け、又は届出をしているときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、若しくはその届出に係る事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 3 河川管理者は、異常な濁水等により普通河川の汚濁が著しく進行し、普通河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、普通河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他の当該支障を除去するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（権利の譲渡）

第14条 第11条第1号から第3号までの規定による許可に基づく権利は、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

- 2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

（地位の承継の届出）

第15条 第8条第1項により河川工事の施行を承認された者、第9条により河川工事の施行を命ぜられた者及び第11条による許可を受けた者の相続人、合併又は分割により設立される法人その他の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第8条第1項、第9条並びに第11条第1号から第3号まで、第6号及び第7号の規定による承認、命令及び許可に基づく権利義務を承継し、又は同条第4号及び第5号の規定による許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による承認、命令及び許可に基づく地位を承継する。

- 2 第11条第4号及び第5号の規定による許可を受けた者から当該許可に係る工作物等を譲り受け、又はこれらを使用する権利を取得した者は、当該許可を受けていた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。
- 3 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

（原状回復命令等）

第16条 第11条第4号の規定による許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

- 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、普通河川の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、普通河川を原状に回復し、その他普通河川の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

（許可等の条件）

第17条 河川管理者は、適正な普通河川の管理を確保するために必要な最少限度であつて、かつ、当該許可又は承認を受けた者に対し不当な義務を課すこととならない範囲において、この条例の

規定による許可又は承認に、必要な条件を付することができる。

(立入検査等)

第18条 河川管理者は、この条例を施行するため必要がある場合においては、この条例の規定により許可若しくは承認を受けた者から普通河川の管理上必要な報告を徴し、又はこの条例による権限を行うため必要な限度において、職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第19条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは普通河川を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人又はその者から当該違反に係る工作物若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

(2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法律又は条例の規定による行政庁の許可等の処分を受けることを必要とする場合において、当該処分を受けることができなかつたとき、又は当該処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

(2) 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。

(3) 天然現象により普通河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が普通河川の管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。

(4) 普通河川の河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

(監督処分に伴う損失の補償)

第20条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(原因者の費用負担)

第21条 河川管理者は、他の工事又は損傷等の行為により必要を生じた普通河川の河川工事又は維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は損傷等の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 第8条第1項又は第2項の規定により河川管理者以外の者が行う普通河川の河川工事又は維持に要する費用は、当該河川工事又は維持を行う者が負担しなければならない。

(義務の履行のために要する費用)

第22条 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この条例に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第4章 流水占用料等

(流水占用料等の徴収等)

第23条 市長は、法第23条から第25条まで及び第11条第1号から第3号までの規定による許可を受けた者から、別表に定める流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供する目的で流水若しくは土地の占用又は土石その他の準用河川又は普通河川の産出物の採取（以下「流水の占用等」という。）をするとき。
- (2) かんがいのために行う流水の占用等をするとき。
- (3) 公益性の高い事業を行うため流水の占用等をするとき。
- (4) 特別の事由があると市長が認めるとき。

2 流水占用料等の徴収方法は、規則で定める。

3 既納の流水占用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 政令第57条の4において準用する政令第18条第2項第2号の規定に該当するとき。
- (2) 第19条第2項の規定による処分により、流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更が生じたとき。

（流水占用料等の督促）

第24条 流水占用料等をその納期限までに納付しない者がある場合においては、市長は、規則で定めるところにより期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

（延滞金の徴収）

第25条 前条の規定による督促をした場合において、その流水占用料等の額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日からその流水占用料等の納付の日又は財産差押えの日の前日までの日数に応じ、当該額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.5パーセントの割合により計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を徴収しない。

第5章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第27条 偽りその他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1号の規定に違反して、普通河川の流水を占用した者
- (2) 第11条第4号の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- (3) 第11条第5号の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更し、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1号の規定に違反して、普通河川を損傷した者
- (2) 第10条第2号の規定に違反して、普通河川の河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、第11条第1号又は第4号から第7号までの規定により許可を受けた者
- (4) 第11条第6号の規定に違反して、土、汚物、染料その他の普通河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄した者
- (5) 第13条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第18条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、若しくは妨げた者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第31条 第15条第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の

過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本市の区域内に存する公共の水流であって、この条例の施行の日の前日において北海道普通河川及び堤防敷地条例を廃止する条例（平成12年北海道条例第89号）による廃止前の北海道普通河川及び堤防敷地条例（昭和24年北海道条例第51号。以下「道条例」という。）の規定により北海道知事が管理していたものは、附則第4項の規定により第2条第2号の指定がされるまでの間、これを普通河川とみなす。
- 3 前項の規定により普通河川とみなされる公共の水流の用に供されているとされる土地（本市の区域内に存する土地に限る。）であって国土交通大臣の所管に属するものは、同項の規定が適用される間に限り、これを河川管理者が管理する河川区域とみなして、第11条第2号及び第3号の規定を適用する。
- 4 河川管理者は、附則第2項に規定する公共の水流については、必要な調査を終え次第、速やかに第2条第2号の指定をするものとする。
- 5 道条例の規定による許可に基づき、この条例の施行の際現にこの条例の規定による許可を要する行為を行い、又は工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、この条例の相当規定による許可を受けたものとみなす。
- 6 石狩市普通河川及び堤防敷地に関する料金徴収条例（昭和60年条例第13号）は、廃止する。
- 7 厚田村及び浜益村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、厚田村普通河川管理条例（平成12年厚田村条例第6号）又は浜益村普通河川管理条例（平成12年浜益村条例第32号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 8 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月2日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第43号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日条例第25号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石狩市河川管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の河川法（昭和39年法律第167号）第100条において準用する同法第23条から第25条までの規定による許可に係る流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）について適用し、施行日前の同法第100条において準用する同法第23条から第25条までの規定による許可に係る流水占用料等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第25条の規定は、施行日以後に納期限が到来する流水占用料等に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する流水占用料等に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第40号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の石狩市河川管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料について適用し、同日前の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。
- 別表（第23条関係）

1 流水占用料（年額）

区分	単位	期間	単価及び算出方法	摘要
鉱工業用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	34,200円	鉱工業経営に必要な用水(ボイラー冷却用水を除く。)
ボイラー冷却用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	6,400円	
農産物加工用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	3,200円	農業者が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
魚族養殖用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	9,500円	
鉱泉水	1口	1年間	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する土地課税台帳等に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。
その他の用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	6,400円	

備考

- 1 1件が0.01立方メートル未満のものである場合は、0.01立方メートルとして計算する。
- 2 期間の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。

2 土地占用料（年額）

区分	単位	単価及び算出方法	摘要
鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額	
工作物の伴う敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円未満のときは、20円)	
工作物の伴わない敷地	1平方メートル	近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円未満のときは、10円)	
農耕用敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき石狩市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額	
採草及び放牧用敷地	1平方メートル	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額	
鉄道及び軌道用敷地	1平方メートル	70円	
漁業及び養殖用水面	1平方メートル	15円	
けい船その他に係る水面	1平方メートル	25円	
管の埋設	1メートル	25円	

電柱	1本	620円	単位は、H柱は2本分とし、支線及び支柱は半本分とする。
鉄塔	1基	1,250円	

備考

- 1 占用料の金額は、上記により算出した金額（許可期間が1月未満の場合は、上記により算出した額に100分の108を乗じて得た額）から10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 2 1件が1平方メートル又は1メートル未満のものである場合は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 許可期間に1年未満の端数があるときは、その分を月割で計算する。
- 4 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の当該占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.1を乗じて得た額（以下「調整近傍価格」という。）を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。

3 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メートル	130円	
砂	1立方メートル	160円	
切込砂利	1立方メートル	160円	
砂利	1立方メートル	160円	栗石を含む。
玉石	1立方メートル	210円	
転石	1立方メートル	890円	
芝草	1立方メートル	50円	
木杭	1束	100円	胴径30センチメートルで元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートル以内のものを標準とする。
粗(そ)朶(だ)	1束	60円	胴径30センチメートルで長さ3.5メートルのものを標準とする。
帯(たい)梢(しょう)	1束(25本)	100円	1本につき元口径3センチメートル、長さ3.5メートルのものを標準とする。
雑草	100キログラム	70円	
その他		市長が定める額	

備考

算定して得た額が100円未満のものについては、100円とする。